

## 瑞浪市美術展運営懇談会運営要領

平成 29 年 6 月 14 日制定

令和 2 年 6 月 30 日改正

令和 6 年 4 月 19 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、瑞浪市美術展運営懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査員の選任)

第 2 条 瑞浪市美術展審査員（以下「審査員」という。）は、懇談会の参加者が推薦した者に市長が依頼するものとする。

2 審査員の定数は、次の各号に掲げる部門ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 日本画・洋画 3 人以内
- (2) 書 3 人以内
- (3) 写真 3 人以内
- (4) デザイン・イラストレーション 2 人以内
- (5) 手工芸（含彫塑） 2 人以内
- (6) 陶芸 2 人以内

(兼務の禁止)

第 3 条 懇談会の参加者は、審査員を兼ねることはできないものとする。

(審査の対象としない者の名称)

第 4 条 当市美術展の各部門において、次の各号に掲げる審査の対象としない者の名称は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 賛 助 当市美術展に特に貢献があった者又は他に追随を許さない卓越した技量をもった者で、市長が認めた者
- (2) 無鑑査 当市美術展において過去 2 回以上市展賞を受賞した者
- (3) 審査員 開催年度の当市美術展の審査員
- (4) 招 待 前 3 号以外の者で、当市美術展において審査員の経験があるもの又は開催年度の懇談会の参加者

附 則（令和 2 年）

- 1 この要領は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の瑞浪市美術展運営懇談会運営要領第 4 条第 2 号の規定により無鑑査となっている者は、改正後の第 4 条第 2 号の規定による無鑑査とみなす。

附 則（令和 6 年）

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。